

令和5年度

アスベストモニタリング調査結果

令和6年10月

福 島 県

令和5年度における県内の一般環境大気中アスベスト濃度を調査した結果をとりまとめたので、公表します。

令和5年度の一般環境大気中アスベスト濃度調査は、県内の主に住宅の用に供する地域9地点の調査を行った結果、参考となる基準（※）と比較するといずれも低い値でした。

※ 参考となる基準：大気汚染防止法第18条の5に規定する特定粉じん発生施設に係る隣地との敷地境界における規制基準（10本/L）

1 調査地点、調査頻度及び実施機関

調査地点は、工業専用地域や車道等を除く、県民が通常生活している地域内に設定し、令和5年度は県内6市1町において、主に住宅の用に供する地域で調査を実施しました。（表1）

なお、1回の調査につき3日間測定し、その各日の測定値の幾何平均値を測定結果としました。

2 測定方法

「アスベストモニタリングマニュアル（第4.1版）」（平成29年7月環境省水・大気環境局大気環境課）に基づき、位相差顕微鏡で総繊維数濃度を計測した上で、福島県、福島市及び郡山市実施分については総繊維数濃度が1本/Lを超えた場合、いわき市実施分については総繊維数濃度にかかわらず、電子顕微鏡でアスベスト濃度を定量しました。

3 調査結果

県内の一般環境大気中のアスベスト濃度はND（検出下限値未満）、アスベスト以外の繊維を含む総繊維数濃度はND～0.28本/Lの範囲であり、令和4年度調査結果（アスベスト濃度はND、総繊維数濃度はND～0.22本/L）と比較すると大きな変化はありませんでした。（表2）

また、大気汚染防止法第18条の5に規定する特定粉じん発生施設に係る隣地との敷地境界における規制基準（10本/L）と比較すると低い値でした。

表1 調査地点、調査頻度及び実施機関一覧

市町村名	調査地点（所在地）	調査頻度	実施機関
白河市	大気測定局（白河測定局） （白河市寺小路28）	年4回	福島県
会津若松市	会津若松合同庁舎 （会津若松市追手町7-5）		
南会津町	南会津合同庁舎 （南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1）		
南相馬市	南相馬合同庁舎 （南相馬市原町区錦町1丁目30）		
福島市	福島市放射線モニタリングセンター （福島市桜木町8-13）	月1回	福島市
	福島市児童公園 （福島市桜木町7-36）		
郡山市	郡山市環境保全センター （郡山市朝日3丁目5-7）	年4回	郡山市
いわき市	大気測定局（大原測定局） （いわき市小名浜大原字六反田22）	年4回	いわき市
	大気測定局（揚土測定局） （いわき市平字揚土5）		

表2 一般環境大気中アスベスト濃度調査結果

市町村名	調査地点	調査時期	アスベスト濃度 (総繊維数濃度) 単位：本/L
白河市	大気測定局 (白河測定局)	春期 (5月)	— (0.14)
		夏期 (7月)	— (0.12)
		秋期 (10月)	— (0.087)
		冬期 (1月)	— (0.10)
会津若松市	会津若松 合同庁舎	春期 (5月)	— (0.22)
		夏期 (7月)	— (0.11)
		秋期 (10月)	— (0.070)
		冬期 (1月)	— (0.070)
南会津町	南会津 合同庁舎	春期 (5月)	— (0.21)
		夏期 (7月)	— (0.28)
		秋期 (10月)	— (0.10)
		冬期 (1月)	— (0.10)
南相馬市	南相馬 合同庁舎	春期 (5月)	— (0.21)
		夏期 (7月)	— (0.19)
		秋期 (10月)	— (0.087)
		冬期 (1月)	— (0.20)
福島市	福島市 放射線モニタリング センター	春期 (4～6月)	— (ND)
		夏期 (7～9月)	— (ND)
		秋期 (10～12月)	— (ND)
		冬期 (1～3月)	— (ND)
	福島市 児童公園	春期 (4～6月)	— (ND)
		夏期 (7～9月)	— (ND)
		秋期 (10～12月)	— (ND)
		冬期 (1～3月)	— (ND)
郡山市	郡山市 環境保全センター	春期 (4月)	— (0.16)
		夏期 (8月)	— (0.22)
		秋期 (12月)	— (0.14)
		冬期 (3月)	— (0.11)
いわき市	大気測定局 (大原測定局)	春期 (5月)	ND (0.22)
		夏期 (8月)	ND (ND)
		秋期 (11月)	ND (0.089)
		冬期 (1月)	ND (0.056)
	大気測定局 (揚土測定局)	春期 (5月)	ND (0.064)
		夏期 (8月)	ND (0.11)
		秋期 (11月)	ND (0.071)
		冬期 (1月)	ND (0.056)

※ アスベスト濃度の単位は、大気1Lあたりのアスベスト繊維数である。

※ 「—」は、環境省マニュアルに基づき、電子顕微鏡法によるアスベストの同定を行わなかったもの。